

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（運用報告書の交付を要しない場合） 第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであること。</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 投資信託財産の総額のうちの一の法人その他の団体（ホにお</p>	<p>（運用報告書の交付を要しない場合） 第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、<u>指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものであること。</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 投資信託財産の総額のうちの一の法人その他の団体（ヘ及び</p>

いて「法人等」という。)が発行し、又は取り扱う有価証券等(国債証券、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)及び返済までの期間(貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。))が五日以内のコールローン(ホにおいて「特定コールローン」という。))を除く。)の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の五以下であること。

(削る)

(削る)

ホ 投資信託財産の総額のうちの一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

三 (略)

トにおいて「法人等」という。)が発行し、又は取り扱う適格有価証券等(国債証券、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。ホにおいて同じ。))及び返済までの期間(貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。))が五日以内のコールローン(ホ及びトにおいて「特定コールローン」という。))以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホにおいて同じ。)の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 投資信託財産の総額のうち到有価証券等(国債証券、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等を除く。へにおいて同じ。)の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ 投資信託財産の総額のうち一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうちの一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

三 (略)